【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月15日提出
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中村　英剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番２７号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長　三木谷　正直
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＭＨＡＭ中期国債ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年 2月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、信託契約を解約し、信託を終了すること（予定）に伴ない、訂正すべき事項および追加すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（７）申込期間

＜訂正前＞

平成28年 3月 1日から平成28年 8月31日まで
※　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

＜訂正後＞

平成28年 3月 1日から平成28年 8月31日まで*
※　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
＊　信託契約の解約（繰上償還）にかかる当ファンドの受益者の異議申立てを受けた結果、平成28年７月29日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は平成28年７月28日までとします。

（１２）その他

＜訂正前＞

◯ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

＜訂正後＞

① 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

② 信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、平成28年４月15日を公告日とする信託契約の解約の手続きを行います。

１．信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは、円建ての公社債への投資により、安定した収益の確保を目指した運用を行っております。

しかしながら、日本銀行の金融緩和政策による低金利の環境下、短期日本国債の利回りがマイナスとなるなど収益機会が大幅に減少しています。当面の間この状況が続くことが見込まれ、運用の基本方針に則った運用の継続が難しく商品性の維持が困難な状況となっていることから、信託契約を解約することが受益者にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するものです。

２．信託終了予定日

平成28年７月29日

３．異議申立について

当該信託契約の解約に異議のある場合、平成28年４月15日から平成28年５月23日までの間に当ファンドの委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社に書面をもってその旨を申し出ることができます。当該期間内に異議申し出のあった受益者の受益権口数が平成28年４月15日の当該信託契約にかかる受益権総口数の２分の１を超えない場合は、上記信託終了予定日をもって、信託を終了します。なお、平成28年４月15日以降に取得申込みをされて取得した受益権については、異議を申立てる権利はありません。

４．換金（解約）の受付停止について

信託を終了することとなった場合には、円滑な信託終了（繰上償還）を図るため、平成28年７月27日以降の一部解約の実行の請求の受付けを停止します。

第二部【ファンド情報】

第２【管理及び運営】

３資産管理等の概要

（３）信託期間

＜訂正前＞

昭和55年6月10日から無期限とします。

＜訂正後＞

昭和55年6月10日から無期限とします。＊

＊　信託契約の解約（繰上償還）にかかる当ファンドの受益者の異議申立てを受けた結果、平成28年７月29日をもって信託を終了することとなった場合には、信託期間は平成28年７月29日までとします。